

## 【文 教 科 学 委 員 会】

### (1) 審 議 概 観

第153回国会において本委員会に付託された法律案は、衆議院文部科学委員長提出1件、衆議院議員提出2件の合計3件であり、いずれも可決した。

また、本委員会付託の請願9種類109件のうち、4種類37件を採択した。

#### 〔法律案の審査〕

平成14年ワールドカップサッカー大会特別措置法の一部を改正する法律案は、平成14年に開催されるワールドカップサッカー大会の円滑な準備及び運営に資するため、大会の運営に関し必要な業務に従事することにより国際サッカー連盟から支払を受ける給与等について、所得税等の非課税措置を講じようとするものである。

委員会においては、衆議院文部科学委員長から趣旨説明を聴取した後、全会一致をもって可決した。

文化芸術振興基本法案は、文化芸術の振興に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、文化芸術の振興に関する施策の基本となる事項を定めることにより、文化芸術活動を行う者の自主的な活動の促進を旨として、文化芸術の振興に関する施策の総合的な推進を図ろうとするものである。

委員会においては、今後の文化芸術活動の振興策について質疑が行われた後、全会一致をもって可決した。なお、本法律案に対して、7項目の附帯決議が付された。

子どもの読書活動の推進に関する法律案は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定めるとともに、国及び地方公共団体の責務を明らかにすること等により、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進しようとするものである。

委員会においては、読書活動推進の意義、学校図書館の充実策、読書環境の整備等について質疑が行われた後、多数をもって原案どおり可決した。

#### 〔国政調査等〕

10月30日、教育、文化、スポーツ、学術及び科学技術に関する調査を行い、大学の構造改革、教科書の採択制度、子どもの生きる力を育む上で果たすべき文教行政の役割、高等教育における学生への経済支援、教育諸条件整備、就学指導の在り方、授業料減免事業の周知、教員の労働時間適正化、高等教育における専門家養成、義務教育についての行政責任の所在等の問題が取り上げられた。

11月20日、教育、文化、スポーツ、学術及び科学技術に関する調査を行い、スポーツ振興、学校経営の在り方、ITER（国際熱核融合炉）計画への我が国の対応、総合的学習の時間の在り方、大学教育における聴覚障害者への対応、生涯学習と大学教育の在り方、国立大学の独立行政法人化等の問題が取り上げられた。

11月27日、教育、文化、スポーツ、学術及び科学技術に関する調査のうち、学力低下問題に関する件を議題とし、参考人として、株式会社オージス総研代表取締役会長・社団法人大阪工業会産業政策委員長下谷昌久君、新しい社会科「よのなか」科提唱者藤原和博君、東京大学大学院教育学研究科長藤田英典君、大東文化大学教授村山士郎君から意見を聴取した後、質疑を行った。

## (2) 委員会経過

### ○平成13年10月25日（木）（第1回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 教育、文化、スポーツ、学術及び科学技術に関する調査を行うことを決定した。

### ○平成13年10月30日（火）（第2回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 大学の構造改革に関する件、教科書の採択制度に関する件、子どもの生きる力を育む上で果たすべき文教行政の役割に関する件、高等教育における学生への経済支援に関する件、教育諸条件整備に関する件、就学指導の在り方に関する件、授業料減免事業の周知に関する件、教員の労働時間適正化に関する件、高等教育における専門家養成に関する件、義務教育についての行政責任の所在に関する件等について遠山文部科学大臣、岸田文部科学副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

### ○平成13年11月20日（火）（第3回）

- 平成14年ワールドカップサッカー大会特別措置法の一部を改正する法律案（衆第5号）（衆議院提出）について提出者衆議院文部科学委員長高市早苗君から趣旨説明を聞いた後、可決した。

（衆第5号） 賛成会派 自保、民主、公明、共産、社民、自由  
反対会派 なし

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- スポーツ振興に関する件、学校経営の在り方に関する件、ITER（国際熱核融合炉）計画への我が国の対応に関する件、総合的学習の時間の在り方に関する件、大学教育における聴覚障害者への対応に関する件、生涯学習と大学教育の在り方に関する件、国立大学の独立行政法人化に関する件等について遠山文部科学大臣、岸田文部科学副大臣、青山文部科学副大臣、加納文部科学大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。
- 参考人の出席を求めることを決定した。

### ○平成13年11月27日（火）（第4回）

- 学力低下問題に関する件について参考人株式会社オーグス総研代表取締役会長・社団法人大阪工業会産業政策委員長下谷昌久君、新しい社会科「よのなか」科提唱者藤原和博君、東京大学大学院教育学研究科長藤田英典君及び大東文化大学教授村山士郎君から意見を聞いた後、各参考人に対し質疑を行った。
- 文化芸術振興基本法案（衆第12号）（衆議院提出）について発議者衆議院議員斉藤斗志二君から趣旨説明を聞いた。

### ○平成13年11月29日（木）（第5回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 文化芸術振興基本法案（衆第12号）（衆議院提出）について発議者衆議院議員中野寛成君、同斉藤斗志二君、遠山文部科学大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

(衆第12号) 賛成会派 自保、民主、公明、共産、社民、自由  
反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

#### ○平成13年12月4日(火)(第6回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 子どもの読書活動の推進に関する法律案(衆第18号)(衆議院提出)について発議者衆議院議員河村建夫君から趣旨説明を聴き、同君、発議者衆議院議員西博義君、同肥田美代子君、同小野晋也君、同松浪健四郎君、遠山文部科学大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

(衆第18号) 賛成会派 自保、民主、公明、自由  
反対会派 共産  
欠席会派 社民

#### ○平成13年12月6日(木)(第7回)

- 請願第399号外36件は、採択すべきものにして、内閣に送付するを要するものと審査決定し、第5号外71件を審査した。
- 教育、文化、スポーツ、学術及び科学技術に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- 閉会中に委員派遣を行うことを決定した。

### (3) 成立議案の要旨・附帯決議

#### 平成14年ワールドカップサッカー大会特別措置法の一部を改正する法律案 (衆第5号)

##### 【要旨】

本法律案は、平成14年に開催されるワールドカップサッカー大会の円滑な準備及び運営に資するため、税制上の特例措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

##### 1 所得税等の非課税

- (1) 大会を主催する国際サッカー連盟(以下「連盟」という。)から大会参加資格認定証を交付された者のうち次に掲げる者(所得税法に規定する非居住者に限る。)が、大会の運営に関し必要な業務に従事することに基因して連盟から支払を受ける給与その他の人的役務の提供に対する報酬については、所得税を課さないものとする。こと。
  - ① 連盟の役員及び職員並びに連盟に置かれる委員会の委員
  - ② 大会の試合の審判員
  - ③ ①及び②のほか、大会の運営に関し必要な業務に従事する者
- (2) 外国サッカー協会が、大会に選手団を派遣することに対して連盟から支払を受ける対価については、所得税及び法人税を課さないものとする。こと。
- (3) 外国サッカー協会に対しては、大会開催期間を含む事業年度分の道府県民税(道府

県民税たる都民税を含む。)又は市町村民税(市町村民税たる都民税を含む。)の均等割を課することができないものとする。ただし、外国サッカー協会が大会開催期間を含む事業年度において大会への選手団の派遣に係る事業以外の事業を行う場合は、この限りでないものとする。

(4) 外国サッカー協会が、大会に選手団を派遣することに対して連盟から支払を受ける対価については、事業税を課することができないものとする。

(5) 外国サッカー協会が大会開催期間を含む事業年度において行う事業のうち大会への選手団の派遣に係る事業については、事業に係る事業所税を課することができないものとする。

## 2 施行期日

この法律は、公布の日から施行するものとする。

# 文化芸術振興基本法案(衆第12号)

## 【要旨】

本法律案は前文及び本則35箇条から成るものであり、その主な内容は次のとおりである。

### 1 目的

この法律は、文化芸術が人間に多くの恵沢をもたらすものであることにかんがみ、文化芸術の振興に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、文化芸術の振興に関する施策の基本となる事項を定めることにより、文化芸術に関する活動(以下「文化芸術活動」という。)を行う者(文化芸術活動を行う団体を含む。以下同じ。)の自主的な活動の促進を旨として、文化芸術の振興に関する施策の総合的な推進を図り、もって心豊かな国民生活及び活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

### 2 基本理念

(1) 文化芸術の振興に当たっては、文化芸術活動を行う者の自主性が十分に尊重されなければならないこと。

(2) 文化芸術の振興に当たっては、文化芸術活動を行う者の創造性が十分に尊重されるとともに、その地位の向上が図られ、その能力が十分に発揮されるよう考慮されなければならないこと。

(3) 文化芸術の振興に当たっては、文化芸術を創造し、享受することが人々の生まれながらの権利であることにかんがみ、国民がその居住する地域にかかわらず等しく、文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造することができるような環境の整備が図られなければならないこと。

(4) 文化芸術の振興に当たっては、我が国において、文化芸術活動が活発に行われるような環境を醸成することを旨として文化芸術の発展が図られ、ひいては世界の文化芸術の発展に資するものであるよう考慮されなければならないこと。

(5) 文化芸術の振興に当たっては、多様な文化芸術の保護及び発展が図られなければならないこと。

(6) 文化芸術の振興に当たっては、地域の人々により主体的に文化芸術活動が行われる

よう配慮するとともに、各地域の歴史、風土等を反映した特色ある文化芸術の発展が図られなければならないこと。

(7) 文化芸術の振興に当たっては、我が国の文化芸術が広く世界へ発信されるよう、文化芸術に係る国際的な交流及び貢献の推進が図られなければならないこと。

(8) 文化芸術の振興に当たっては、文化芸術活動を行う者その他広く国民の意見が反映されるよう十分配慮されなければならないこと。

### 3 国及び地方公共団体の責務

2の基本理念にのっとり、国は、文化芸術の振興に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有し、地方公共団体は、文化芸術の振興に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有すること。

### 4 法制上の措置等

政府は、文化芸術の振興に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならないこと。

### 5 基本方針

政府は、文化芸術の振興に関する施策の総合的な推進を図るため、文化芸術の振興に関する基本的な方針を定めなければならないこと。

### 6 文化芸術の振興に関する基本的施策

(1) 国の基本的施策として、文化芸術の各分野の振興、地域における文化芸術の振興、国際交流等の推進、芸術家等の養成及び確保、国語についての理解、著作権等の保護及び利用、国民の鑑賞等の機会の充実、劇場・美術館等の充実、民間の支援活動の活性化、政策形成への民意の反映等について定めること。

(2) 地方公共団体の基本的施策として、国の基本的施策を勘案し、その地域の特性に応じた文化芸術の振興のために必要な施策の推進を図るよう努めることを定めること。

### 7 施行期日

この法律は、公布の日から施行するものとする。

### 【附帯決議】

政府及び関係者は、本法の施行に当たっては、次の事項について特段の配慮をすべきである。

1 文化芸術の振興に関する施策の策定及び実施に当たっては、必要な財政上の措置等を適切に講ずること。

2 本法は文化芸術のすべての分野を対象とするものであり、例示されている分野のみならず、例示されていない分野についても、本法の対象となるものである。文化芸術の振興に関する施策を講ずるに当たっては、その取扱いに差異を設けることがないようにすること。

3 文化芸術の振興に関する施策の実施に当たっては、文化芸術活動を行う者等広く国民の意見を適切に反映させるよう努めること。

4 文化芸術の振興に関する施策を講ずるに当たっては、文化芸術活動を行う者の自主性及び創造性を十分に尊重し、その活動内容に不当に干渉することのないようにすること。

- 5 我が国において継承されてきた武道、相撲などにおける伝統的な様式表現を伴う身体文化についても、本法の対象となることにかんがみ、適切に施策を講ずること。
- 6 我が国独自の音楽である古典邦楽が、来年度から学校教育に取り入れられることにかんがみ、古典邦楽教育の充実について配慮すること。
- 7 小中学校における芸術に関する教科の授業時数が削減されている事態にかんがみ、児童期の芸術教育の充実について配慮すること。  
右決議する。

## 子どもの読書活動の推進に関する法律案（衆第18号）

### 【要旨】

本法律案の主な内容は、次のとおりである。

#### 1 目的

この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とするものとする。

#### 2 基本理念

子ども（おおむね18歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならないものとする。

#### 3 国の責務

国は、2の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有するものとする。

#### 4 地方公共団体の責務

地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有するものとする。

#### 5 事業者の努力

事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

#### 6 保護者の役割

父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

#### 7 子ども読書活動推進基本計画

(1) 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本

計画」という。)を策定しなければならないものとする。

(2) 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならないものとする。

#### 8 都道府県子ども読書活動推進計画等

(1) 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画(以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。)を策定するよう努めなければならないものとする。

(2) 市町村は、子ども読書活動推進基本計画(都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画)を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画を策定するよう努めなければならないものとする。

#### 9 子ども読書の日

(1) 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設けるものとする。

(2) 子ども読書の日は、4月23日とするものとする。

(3) 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならないものとする。

#### 10 財政上の措置等

国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

#### 11 施行期日

この法律は、公布の日から施行するものとする。

### (4) 付託議案審議表

・衆議院議員提出法律案(3件)

番号	件名	提出者 (提出月日)	予備 送付	本院 への 提出	参議院			衆議院		
					委員会 付託	委員会 議決	本会議 議決	委員会 付託	委員会 議決	本会議 議決
5	平成14年ワールドカップサッカー大会 特別措置法の一部を改正する法律案	文部科学委員長 高市 早苗君 (13. 11. 7)	13. 11. 7	13. 11. 8	13. 11. 14	13. 11. 20 可決	13. 11. 21 可決			13. 11. 8 可決
12	文化芸術振興基本法案	斉藤 斗志二君 外15名 (13. 11. 16)	11. 19	11. 22	11. 26	11. 29 可決 附帯	11. 30 可決	11. 19 文部科学	11. 21 可決 附帯	11. 22 可決
18	子どもの読書活動の推進に関する法律 案	河村 建夫君 外7名 (13. 11. 26)	11. 27	11. 29	11. 29	12. 4 可決	12. 5 可決	11. 27 文部科学	11. 28 可決 附帯	11. 29 可決

(注) 附帯 附帯決議